

一般廃棄物処理業（変更）許可申請提出書類一覧

凡例 申：許可申請 変：変更許可申請 法人：法人の申請 個人：個人の申請

※個人の申請の場合で、屋号の使用を希望する方は、申請者欄に弧書きで記載してください。  
申請者 個人名（屋号：○○）

1 申請書類

申	変	法人	個人	書類の名称
○	○	○	○	一般廃棄物処理業（変更）許可申請書（「様式第1号」第4条、第5条関係）

2 添付書類（※印は変更に係るものを添付）

申	変	法人	個人	書類の名称
○	※	○	○	事業計画書（別紙1による）
○	※	○		法人登記簿謄本及び定款（寄付行為の写し）
○	※	○	○	役員名簿（「個人の場合は代表者のみ」別紙2による）
○	※	○	○	納税証明書（申請者が住所を有する市町村に納税すべき全ての税に滞納のないことを証明する証明書）
○	※	○	○	申請者が欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面（別紙3による）
○	※	○	○	事務所及び事業場の位置図（久慈市、洋野町、野田村、普代村以外の申請者）
○	※	○	○	収集運搬車両届出書（別紙4による）
○	※	○	○	収集運搬車両のカラー写真（前面、側面、後面の三方向から撮影したもの）
○	※	○	○	収集運搬車両の自動車検査証の写し
○	※	○	○	従業員名簿（別紙5による）
○	※	○	○	既に取得している許可証及び資格証の写し
○	※	○	○	委任状（行政書士が代理人として手続きを代行する場合。様式第1号にも記名と職印の押印）

委任状以外の書類は押印不要です。

3 申請書の提出

提出方法	持参又は郵送（新型コロナウイルス感染症対策として、郵送での提出をお願いします。）
提出場所	〒028-0056 岩手県久慈市中町一丁目67番地 久慈市役所分庁舎1階 久慈広域連合 衛生課 (TEL 0194-66-9090)
手数料の納付	久慈広域連合手数料条例第2条及び第3条の規定に基づき、許可の申請に対する審査1件につき5,700円、再交付1件につき2,000円の手数料が必要となります。手数料は、許可申請書受理の際に当広域連合発行の納入通知書により納入していただきます。
留意事項	公的機関から発行される証明書は、3か月以内に発行された原本を提出してください。 許可日以降に申請内容等に変更があった場合は、直ちに変更許可申請書を提出してください。 また、氏名、運搬車両等の変更をしたときは、「一般廃棄物処理業変更届出書」（別紙6）を提出してください。